

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

旭川国民年金 事案636

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、母親の勧めもあり、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、保険料を納付するために開設したB信用金庫A支店の私名義の口座から、3か月ごとに口座振替により納付していた。

申立期間②の国民年金保険料は、昭和55年3月にA市からC市へ転居し、C市役所から送付された納付書により、私か夫が、同市役所内にあったD銀行（当時）の窓口で3か月ごとに納付していた。

転出、転入等の手続のときに、国民年金保険料の未納があるとの説明を受けたことは無いので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金へ任意加入した昭和53年7月以降の国民年金被保険者期間において、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を納付するため、B信用金庫A支店で申立人名義の口座を開設し、3か月ごとに口座振替により保険料を納付していたと主張しているとおおり、同金庫から、申立人名義の口座が昭和53年12月14日に開設されている上、同金庫で取引履歴が確認できる55年1月以降の記録には、同年2月28日に同口座において9,900円の口座振替が行われていることが確認できる旨回答を得ている。

また、申立人は、A市が発行した昭和54年度国民年金保険料口座振替通知書を所持しており、同通知書によれば、申立人名義の口座において口座振替が行われている昭和55年2月28日は、申立期間①のうち、同年1月から同年3月までの保険料に係る口座振替日であることが確認できることを踏まえると、申立期間①のうち、54年4月から同年12月までの保険料についても同口座の口座振替により保険料を納付していたと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、申立人か申立人の夫が、C市役所内にあったD銀行の窓口で国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳から、申立人が、昭和55年3月にA市からC市へ転居した際の住所変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続は、いずれも適切に行われていることが確認できる上、申立期間②前後を通して夫の厚生年金保険の標準報酬月額に大きな変化は確認できないことから、納付意識の高い申立人が、当該期間の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案971

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで

国（厚生労働省）側の記録では、A株式会社における標準報酬月額が平成7年10月から13万4,000円に下がっているが、現在の給与担当者のお話では、他の書類から国側が入力を間違ったのではないかと思われるとのことなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社における申立人の標準報酬月額は、平成7年2月1日の資格取得時は15万円、同年10月1日の定時決定は、13万4,000円、8年10月1日の定時決定は16万円と記録されており、申立期間の標準報酬月額は13万4,000円となっている。

しかしながら、A株式会社が保管する給与マスター一覧表の写しによると、申立人の平成7年10月分の月額は15万円から16万円に修正されており、同年11月分の月額は16万円と入力されていることが確認できる上、同じ給与マスター一覧表に名前のある同僚3人も申立人と同様に同年10月分の月額は修正されているが、修正後の月額及び同年11月分の月額はオンライン記録と一致している。

また、A株式会社の現在の事務担当者は、「申立期間当時の算定基礎届は7枚複写で、上3枚が基金、その次に当時の社会保険事務所に2枚、その下は健康保険組合に2枚提出していた。」と回答をしているところ、B健康保険組合が保管する健康保険被保険者標準報酬決定通知書、並びにB関係会社厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員標準給与決定通知書及び加入員適用記録照会の写しによると、申立人の標準報酬月額は、平成7年10月の定

時決定において16万円となっていることが確認できる上、同厚生年金基金は、申立期間当時、7枚複写の届出様式を使用していたと回答していることから、事業主は、同健康保険組合及び同厚生年金基金に提出したものと同一の届出を社会保険事務所に行ったものと考えられる。

さらに、前述の厚生年金基金及び健康保険組合が保管する決定通知書の申立人の下段には同僚の記録が記載され、当該同僚の平成7年10月の定時決定に係る標準報酬月額の設定額は13万4,000円と記録されていることから、社会保険事務所は、申立人の標準報酬月額をオンライン記録に入力処理する際に誤って、当該同僚の標準報酬月額を入力した可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金基金加入員標準給与決定通知書等の記録から16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月25日

申立期間に賞与が支給されていたが、年金事務所の調査で届出が漏れていることが判明した。事業主も届出が漏れていたことを確認し、年金事務所に賞与支払届を提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことだった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった平成18年10月分給料台帳（写）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年10月分給料台帳（写）において確認できる賞与額から、1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 25 日

申立期間に賞与が支給されていたが、年金事務所の調査で届出が漏れていることが判明した。事業主も届出が漏れていたことを確認し、年金事務所に賞与支払届を提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことだった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった平成18年10月分給料台帳（写）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年10月分給料台帳（写）において確認できる賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。